

## 新市長の マニフェストについて

北村 貴寿 議員

**Q** マニフェストとは、期限や財源、工程等を明記するものであるが、市長のマニフェストには記載がない。中学校給食と中学生までの医療費無料化の実施時期と財源をはっきりと示すべきである。また、子育て支援は大切であるが、「無料」「タダ」という支援は適切である。受益者負担の原則に反し、何より「支え合ふ」という社会的規範が希薄になる。政策の変更を求めるがどうか。

**A** 中学校給食については、3年後の供用開始を考えており、全ての事業を見直すことで新たな財源の確保や導入予定のナイターシューズなどによる歳入確保策を進め、財源として活用したい。

## 認可地縁団体の解散の 法的手続きについて

中瀬 昭隆 議員

**Q** 官報に掲載された内容に対する異議申立書は誰がどこへ提出すべきなのか。また、異議申立

人からの申立書は、清算人が裁判所に提出すべきものであるが、清算人以外が裁判所ではなく、市に持参し、担当者の机の上にあるのは違法である。異議申立人がいる場合、解散手続きは中止となる。また、裁判所の指導監督を受ける必要がある。経過説明を求める。

**A** 異議申立書については、市が受理するものではないため返却し、その経緯等に市が関与するものではないと認識している。また、地縁団体の認可についても、法人格を与えるものであり、登記については法務局が行うものと認識している。市としては、認可、解散、告示まで含めて、全て適切に対応していると認識している。

## 市制施行75周年と 二つの「ケンショウ」

神近 寛 議員

**Q** 大村市は2年後に75歳の誕生日を迎える。これを機に「市民憲章」と「偉人顕彰」の見直しを提案する。「憲章」の制定から43年が経過し、時代にそぐわない表現も見られる。石井筆子、長與専齋、長岡半太郎の「顕彰」事業は特別

表彰として位置づけ、全国公募を行い、大村市が輩出した偉人を全国に向けて発信すべきである。

**A** 市民憲章については、市民の価値観等も大きく変化し、現状にそぐわない表現などもあるため、市制75周年の節目に合わせ、これまで以上に、市民に身近で親しまれるよう、必要な見直し、改定に向け検討したい。また、偉人顕彰についても、提案をしっかりと受け止め、検討したい。

## 大村市が所有する 中型バスの運用について

山口 弘宣 議員

**Q** 大村市が所有する中型バスは、年間を通じての利用回数が少ないように思える。義務教育である小中学生のクラブ活動等でバスの利用が必要となるときに、バスを活用することができないか尋ねる。

**A** 市が所有する中型バスを学校のクラブ活動に利用することについては、九州運輸局長崎陸運支局から道路運送法に抵触するとの回答を得ている。今後は、ほかの方法等がないか、前向きに研究

したい。

## 市庁舎の執務室の 改善について

井上 潤一 議員

**Q** 市庁舎は建設からすでに51年が経過し、老朽化している。市民生活と直結した福祉、税務、市民課などがある1階部分は迷路のようになっている。また、税務関係では個人情報の保護が重要となるが、専用の相談室もない状況である。そのため、市庁舎建設整備基金の一部を使用し、市庁舎北側に別棟を建設することで、執務環境を改善することはできないか。

**A** 別棟の建設は考えていないが、机や配線等のレイアウトを見直し、働きやすい環境に改善することが第一だと思っている。平成28年度から始める機構改革に向けた協議において、執務環境や専用の相談室など、どのような改善を図るのか、行政改革の視点も含めて、早急に検討し、働きやすい環境をつくり上げたい。

